

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年三重県条例第15号。以下「条例」という。）及び三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第60号。以下「規則」という。）において規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準についての準用)

第2条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この要綱に定めるものを除き、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知。）の規定を準用する。

(従業者の基準)

第3条 規則第3条第5項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えないものとする。

(設備の基準)

第4条 条例第5条第3項ただし書きの規定については、それぞれの設備の利用目的に沿い、かつ入所者に対する介護老人福祉施設サービスの提供に支障を来さない程度において認めて差し支えないものとする。したがって、洗面所と便所、洗濯室と汚物処理室が同一の区画にあること等は差し支えないものとする。

(非常災害対策)

第5条 条例第19条第1項に規定する「消火器、非常口その他の必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震、津波等の災害に際して必要な設備をいうものとする。

同条第1項に規定する「非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(協力病院等)

第6条 規則第27条第1項の協力病院は、指定介護老人福祉施設から自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にあることとし、同条第2項の協力歯科医療機関は、指定介護老人福祉施設から近距離にあることが望ましいものとする。

(ユニットにおける勤務体制の確保等)

第7条 規則第39条第2項は、条例第31条第1項の指定介護福祉施設サービスの取扱方針を受けて、従業者の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。これは、従業者が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものであり、直接処遇職員のローテーションは、基本的に当該ユニット内で固定されていることが望ましいものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。